

## 羽曳野市への要請内容と回答

### 1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

#### (回答)

雇用・労働施策を実施するのに有力な財源であった地域就労支援事業費補助金が廃止され、今後は総合相談事業交付金を活用した事業を行うこととなりますが、緊縮財政の状況のなかで本市としても身の丈に応じた事業運営をせざるを得ません。また単市だけの取り組みだけではなかなかうまく対応できない部分も多いため、大阪府や大阪労働局等とも連携を図り、一体となって対処していくのが最善です。

今後も各関係機関と協議し、得意分野を發揮しながら、また産業施策においても地元の産業構造を念頭に置き、雇用創出につながるよう十分に研究等行うなど考慮に入れ、雇用・労働行政の推進に向け鋭意努力します。  
(産業振興課)

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

#### (回答)

厳しい財政運営の折もあり、単独ではなかなか有効な施策が打ち出せないなかで、「大阪雇用対策会議」の取り組みは有効ですので、今後とも「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携しながらチームで施策を進めるべく鋭意努力します。  
(産業振興課)

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

#### (回答)

市として地域就労支援事業を推進するにあたり、国・府・市町村等で構成される(仮称)大阪府・市町村地域就労支援事業推進協議会での内容を十分に認識しながら、若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者等就労困難者への就労支援事業による社会的セーフティネットの充実や強化

について、誰もが安心して働ける地域社会づくりに向け寄与できますよう鋭意努力します。

(産業振興課)

単親世帯からの各種相談については、国・大阪府や関係機関と連携を図り、きめ細やかな対応を図ります。

(子育て支援課)

介護保険制度とあわせ、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができ要介護状態とならないよう、介護予防事業の取り組みを実施、また、家族介護者教室等を実施し家族の介護労苦の軽減を図ることにより、高齢者を抱える家族の就労支援に寄与します。

(高年介護課)

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

新たに施行された法令については、関係機関からの情報提供に基づき、今後とも送付されましたチラシ等の配布や広報掲載等必要な情報提供等を行いながら周知を図るとともに、関係機関の協力を得ながらまた市と関わりのある職域団体等の協力を得ながら、その趣旨がそれぞれの職場に浸透していきますよう鋭意努力します。

(産業振興課)

(5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

総合評価入札制度の導入につきましては、制度導入にあたり他市の実施状況等も参考にし、庁内関係各課との協議等も踏まえ、市にとって最も有利で公平かつ客観性のある制度の構築が必要であると認識しており、今後における研究・検討課題と考えております。

次に、連合大阪リビングウェイジ額についてですが、地域別最低賃金については各契約相手方においてその制度の遵守をさせていただいているものと理解しています。

(契約検査課)

(6) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、当該趣旨の浸透については、関係機関からいただいた情報を伝えるべく、関係機関等の協力を得ながらまた市と関わりのある職域団体等の協力を得ながら周知・徹底できますよう鋭意努力します。

(産業振興課)

## 2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積（例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業）と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

国・大阪府や関係機関・地元商工会との連携・協力により中小・地場企業との結合を深め、特徴ある産業の育成に努めます。  
(産業振興課)

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

地元の産業構造を念頭に置きながら、企業誘致施策につながるよう、十分に研究等行うなど考慮します。  
(産業振興課)

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

国・大阪府や関係機関との連携・協力により、中小企業向けの融資制度をはじめ各種の支援策について積極的に啓発するとともに、制度の利用促進に向けて取り組みます。なお、各種制度や施策の実施については、国・大阪府との調整を図りながらその充実や検証に努めます。

(産業振興課)

(3)－② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

地場産業の育成については、道の駅・空き店舗対策モデル事業として開店した「ふるさとの店いらっしやい」において特産品を販売するなど、商工会や大阪南農業協同組合等の関係機関との連携・協力のもと、地場産業の育成に努めます。  
(産業振興課)

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

中小企業の公正取引の確立に向けてのご指摘の趣旨とともに官公需の優先発注についても十

分留意しながら、制度の充実・強化に努めます。

(産業振興課)

### 3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

本市は、平成17年度に策定した「羽曳野市行財政改革大綱」の中で掲げている①市民満足度の向上、②透明でガラス張りの行政運営、③市民とともにすすめるまちづくり、④健全で持続可能な行財政運営の4つの視点に基づき、行財政改革を進めています。(行財政改革推進室)

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

- ① 住民の安心・安全を最も重視すること。
- ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。

(一括回答)

(2)①②について、行財政改革の推進にあたっては、市民の安全・安心の確保を第一に、市民の生命・安全に影響がないよう、また、労働者の雇用の安定や産業の活性化に支障を来さないよう十分に配慮しながら進めていきます。(行財政改革推進室)

(2)－③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。

(回答)

行財政改革の推進にあたっては、市民をはじめ関係機関などの理解と協力を得ながら進めることが極めて重要なことと認識しており、今後もその進捗状況等について積極的に公表していきます。また、パブリックコメントを通じて寄せられる意見など、市民の声を十分に勘案するとともに、関係機関等に十分説明し、できる限り理解を得ることができるよう努めていきます。

(行財政改革推進室)

(2)－④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(回答)

行財政改革の取り組み状況等の情報を職員に適時的確に周知することによる共有化を図るなど、職員が意欲をもって働ける環境の整備を図りながら、改革を進めていきます。

(行財政改革推進室)

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

国においては、平成12年4月に地方分権一括法を施行し、地方自治体は自己決定・自己責任の原則のもとで、より地域の実情に応じた行政運営を行うことを求めています。現在、政府の地方分権改革推進委員会からは、さらなる権限移譲・地方税財源の拡充などの3次勧告が示される予定であり、新分権一括法案が検討されています。

一方、大阪府においても、「大阪版地方分権推進制度」を創設し、市町村に対する地方分権を推進しています。また、事務移譲に伴うパッケージ交付金や初期的経費などの財源措置もされています。なお、「大阪“地方分権改革”ビジョン」素案が作成され、全市町村に特例市並みの権限を移譲する、権限移譲に伴う財源移譲については分析中、とされているところです。

本市においては、制度創設以降、建築物の建設等に関する確認・許可の事務を行う特定行政庁の開設や市街化区域内の開発行為・宅地造成行為の許可の事務、土地区画整理組合の設立認可の事務など、まちづくり分野を中心に積極的に事務移譲を推進してきました。また、平成19年度からパッケージ方式により「消費生活」「障害者支援」「産業振興Ⅱ」「鳥獣保護等」の4パッケージについて事務移譲を受け、今年度は「暮らしの安心」パッケージについて申し出を行っており、これからも市民サービスの向上に努めていきたいと考えています。

なお、今後さらなる地方分権を推進するため、自治体の裁量権や税源移譲など地方分権を推進する制度改正について、国・大阪府に対し働きかけていきます。(政策推進課)

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

平成20年8月、大阪府市長会を通じて、地方税財源の充実確保や地方交付税の所要額確保など、地方財政の充実強化についての要望を行いました。今後も、地方分権や税源移譲等の制度改革の動向を見据え、引き続き大阪府市長会を通じて要望していくこととしています。(財政課)

#### 4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

一次救急体制については市町村の責務と考え、診療機関の診療時間外については、広域的な観点からも努力しています。

医師や看護師不足については国の施策であると考えておりますので、府市長会等を通じて強く要望しています。(健康増進課)

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

指導監督権限をもつ大阪府と連携を図るとともに、平成18年度の介護保険制度改正により権限移譲となった地域密着型サービス事業の指定権限等も含め指導監査等が行えるよう、平成20年4月より組織の再編を行い事業者支援担当を設置しています。

また、同年8月に「介護サービス事業者等に対する指導・監査方針」を策定し、運営等基準省令に定める人員・夜間・定員管理基準が確認できるよう、統一的な自己点検シートの作成や実地指導・監査に計画的な取り組みを行っています。あわせて、事業者の安定運営を図れるよう、経営や離職者対策なども含めた各種相談への助言や事業者連絡協議会への運営支援を実施しています。(高年介護課)

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

現在、国において障害者自立支援法の見直し作業が行われており、軽減措置も含め利用者負担のあり方そのものについても議論されていると聞き及んでいるところです。本市としては、その動向を注視しながら、利用者が必要なサービスが利用できるよう、大阪府と連携し国に対し要望していきたいと考えています。(福祉支援課)

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

心身の健康が必要であると考え、「健康はびきの21」でも、その必要性を強く市民に訴え、健康教室等の開催も医師会の協力で実施しているところです。(健康増進課)

## 5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを生み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

- ① 保育所の待機児童の早期解消
- ② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）
- ③ 地域コミュニティとの関わりの検討及び総合的な子育て支援体制の強化
- ④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

### （一括回答）

(1)①～④について、「ひとりじゃないよ！ いっしょに育とう～子どもたちが輝き、未来への夢をはぐくむ街、はびきの～」を基本理念とした「羽曳野市次世代育成支援行動計画（はびきのこども夢プラン）」を平成17年3月末に策定し、国・大阪府をはじめ市民や地域・関係機関等との連携のもと計画の推進を図っています。

ニーズ調査や前期計画の分析を踏まえ、平成21年度は後期計画の策定に取り組みます。

①について、今後の就学前児童数の推移を見極めるとともに、保育園定員の弾力化により、待機児童解消に取り組みます。

②について、多様な子育てニーズに対応できるよう、延長保育の充実や特定保育の検討を進めます。

③について、市内にある子育て支援センター（3ヶ所）やつどいの広場（3ヶ所）を中心に、各種子育て教室や講座等の開催、ファミリーサポートセンター事業の充実、子育てサークルの育成、子育て支援者の養成などの地域子育て支援の充実に取り組みます。

④に関し、民間保育施設の安定的・継続的な施設運営については、引き続き安定的な運営が図られるよう、既存補助制度の維持継続に努めています。（子育て支援課）

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

### （回答）

現在、来校者等のチェック及び不審者の早期発見等のため、各小学校に1名ずつ安全管理員を配置しているところですが、子どもの安全確保のためには必要不可欠であると考えていますので、厳しい財政状況ではありますが、平成21年度も引き続き実施していく予定です。

児童の放課後対策については、核家族化の進行や地域社会の子育て機能の低下など、子どもや家庭を取り巻く環境は増々変化しており、そのなかで放課後子どもたちが安全で健やかに過ごせる活動場所の確保は必要不可欠です。

本市の留守家庭児童会への入会も年々増加しており、待機児童ゼロをめざして、申請のあったすべての児童を受け入れています。しかし、時間延長や遊ぶスペースの確保などの要望もいただいておりますが、人件費の問題や学校施設内での空き教室の確保についても、厳しい財政状況のなかで運営しているのが現状です。

最近では、発達障害の子どもたちの入会が増えており、大切な子どもたちをお預かりしているという指導員の役割と理解が深められるような研修に加え、平成20年度からより専門知識を高めるための研修を積極的に受講しています。また、施設の修繕については、各教室の状況を把握し財政協議を進めています。(教育総務課)

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

市立小中学校では、総合的な学習の時間等を活用し、キャリア教育の分野で取り組んでいます。小学校では、地元の店や工場・公共機関等の事業所見学の実施、お店屋さん体験等の取り組み、中学校においては、2年生での職業体験を中心に、誇りをもって働くことの大切さについての保護者や地域の方への聞き取り、ハローワークの方による就労についての講話等を通して、生きがいとしての労働や社会貢献としての労働などの視点から健全な勤労観を育成するための取り組みを進めています。

小学校1・2年生での35人学級編制については、府の施策として本年度も継続して実施されています。

「ものづくり教育」については、小学校においては、地域の方々を講師として招き昔ながらのおもちゃづくりをするなど、土曜クラブ等を活用して取り組んでいます。また中学校では、職業体験における受け入れ事業所等の情報を共有し、地域及び地元企業との連携をしています。そのなかで、「ものづくり」に関する職種も多く含まれています。(学校教育課)

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

国や大阪府・関係機関との連携や要保護児童対策地域協議会の充実を図りながら、個別援助やケース検討会議を実施し、児童虐待の早期発見や早期防止に努めます。本市では平成18年度に心理職員を雇用しましたが、今後も体制充実を検討します。(子育て支援課)

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及



び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

このたび市町村の努力義務となった「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」については、本市では策定する予定は時期もあわせて検討中です。近隣市町村の策定状況も参考にしたいと考えています。

平成19年3月に策定した「羽曳野市男女共同参画推進プラン（第2期はびきのピーチプラン）」の中で、「男女間のあらゆる暴力の根絶」を基本課題のひとつに掲げています。配偶者からの暴力の防止のみならずセクシャルハラスメントやストーカー・性犯罪についても、被害者の保護のための施策や暴力についての社会認知を徹底し、啓発と相談窓口を複数のセクションが連携して取り組むよう、施策の方向付けをしています。実際に配偶者からの暴力に悩み苦しむ被害者の救済を、警察や大阪府の関係機関と連携しながら行っており、今後も引き続き相談事業・救済措置を行います。

また②の配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置については、加害者の追跡が及ばない遠方で保護を必要とする被害者のために、国や大阪府の施設また民間シェルターを活用し、被害者の自立支援を行いたいと考えます。

これらのことについての情報を、本当にそれを必要とする被害者に届くよう、今後も広報啓発します。  
(人権推進課)

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。  
また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

本市では「羽曳野市女性行動計画（はびきのピーチプラン）」を平成8年に策定し、本市の女性政策について体系的な取り組みを進めてきました。そして、男女平等への意識啓発や男女共生教育の推進、女性の自立を支援するための制度やサービスの充実など、一定の成果を上げてきました。平成17年度に計画期間が満了したことに伴い、「羽曳野市男女共同参画推進プラン（第2期はびきのピーチプラン）」を策定しました。

新しいプランの策定にあたっては市民1,000名(男女各500名)を対象に、男女共同参画に関するアンケート調査を実施しました。また、大阪府が実施した同様のアンケート調査結果も参考にし、第2期のプランはより具体的に、行政が行うべき施策について、担当課名もあわせて明記しています。また、行政のみならず市民や事業所に期待する取り組みも掲載しており、国や大阪府・他の機関とともに、本市の男女共同参画を官民あわせて進めることができるよう体系付けています。

現在、このプランに沿った業務を展開しつつ、新たな法制度の改正にも留意し、実際の市民生

活から乖離しないよう、さらに事業を進めます。

(人権推進課)

## 6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、施策を強化すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

### (回答)

本市では、平成14年度に「地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、公共施設におけるエネルギー使用量の削減、公用車の燃料使用量の削減・効率的利用の推進、温室効果ガスの排出量が少ない設備・製品の購入及び利用など、温室効果ガス削減に向けた取り組みを実施しています。また市民への啓発活動としては、市広報誌への啓発記事の掲載やエコクッキング教室・ソーラーカー体験学習等の教育活動を行っています。

今後は、国の中・長期目標なども見据え、さらに取り組みを強化していきます。

(環境衛生課)

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

### (回答)

本市では「燃えるごみ」「不燃ごみ」「可燃粗大」「資源ごみ」の4分別収集を行うとともに、「ペットボトル」の拠点回収を行い、資源リサイクルに向け実施しております。細分化については清掃事業組合・構成市と協議を進め、収集体制や処理方法について検討していきます。

減量化目標については、平成14年度にすでに国の減量目標を達成していますが、今後もさらなる減量化に取り組むためにも、平成22年度には平成14年度より3%削減を目標とし、国減量目標に向け、生ごみの一絞り運動等広報を通じて市民に対し啓発を行っています。(環境衛生課)

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・

拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

避難場所への誘導看板の設置については平成19年の「羽曳野市地域防災計画」に記載された避難場所について、設置を進めていきます。また避難場所については公共施設（大阪府所有）をはじめ耐震化された建築物や大型公園（峰塚公園）等を一時避難所に指定し、避難場所の確保に努めます。  
(危機管理室)

木造住宅に関する耐震診断（耐震性能判断）補助につきましては、平成19年度に診断費の自己負担額の軽減（5千円診断制度）を図るとともに、完了検査済の建築物を対象としていた補助要件を撤廃し、よりご利用いただきやすいものへと改正しています。また、平成20年度は補正予算により補助対象件数が増加しており、来年度以降も引き続き予算確保に努めます。

建築物の耐震化率を高めるためには、耐震改修に対する補助制度の創設が有効かつ欠くことができないものであることから、国・府の補助制度の活用による財源確保のもと、早期の制度創設に向けて検討します。  
(建築指導課)

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

ひったくり等の犯罪からまず自分自身の身を守るため、啓蒙啓発活動や防犯パトロールを羽曳野警察署・羽曳野警察署管内防犯協議会と連携し、行います。

また子どもたちの見守りについては、青色防犯灯付の車輛を現在5台保有し、また職員に青色防犯パトロール講習会を受講させ地域の見守り活動の体制整備を行っています。  
(危機管理室)

現在、全14小学校区において、地域の方による「子どもの安全見守り隊」によって、児童の登下校時に校区内のポイントで立ち番指導していただいています。地域の実情により人数等の違いはありますが、地域の方の見守りにより、子どもたちの安全確保に取り組んでいます。また、緊急事案発生時には、羽曳野警察と連携した重点的な巡回の強化、青色パトロールカーによる巡回等の対応をしています。  
(学校教育課)

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

エコ農産物（果樹・野菜等）の拡大を図っています。また、学校給食等にも使用してもらえるように努力しております。食の安全のためにもエコ農産物を使用してもらえるように努めます。  
(産業振興課)

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

すべての市民一人ひとりの基本的人権が尊重された、真に自由・平等で平和な社会の実現は、本市のまちづくりの重要な目標でもあります。しかしながら、同和問題をはじめ子ども・障害者・高齢者・在日外国人などの人権に関わる問題など、多くの人権問題は未だ解決に至っていません。これらの人権問題に係る被害者救済のために、制度の早急な確立が重要であると認識しています。

今後は、人権相談や人権救済の体制充実に努めるとともに、法務局や大阪府・人権啓発市民組織等とも連携し、より多くの機会に人権啓発活動を推進します。 (人権推進課)

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

核兵器の根絶と恒久平和の実現は、人類全体の願いです。本市では昭和58年に「非核平和都市宣言」を行い、平和意識の高揚を図る平和展の開催などの事業を通じ、平和への取り組みを行っています。誰もが平和の大切さを実感し、平和な世界の実現に向けて貢献する社会を創造するため、学校教育・生涯教育・各種イベントなど様々な機会を通じて平和意識の高揚に取り組めます。

(人権推進課)